

厚生委員会議案説明資料

令和6年10月11日

件名	頁
1 第103号議案 債権の放棄について・・・・・・・・・・・・・・・・	2

(福祉部)

第103号議案説明資料

令和6年10月11日

件名	債権の放棄について (足立区生業資金貸付金債権)																
所管部課名	福祉部 福祉管理課																
内容	<p>区が所有する次の債権を放棄する。</p> <p>1 内容</p> <p>(1) 債権</p> <table border="0"> <tr> <td>種類</td> <td>足立区生業資金貸付金</td> </tr> <tr> <td>借受理由</td> <td>生花販売業車両購入資金</td> </tr> <tr> <td>貸付金額</td> <td>2,000,000円</td> </tr> <tr> <td>貸付決定日</td> <td>平成12年5月17日</td> </tr> <tr> <td>償還期間</td> <td>平成13年1月から平成17年12月まで</td> </tr> <tr> <td>最終納付日</td> <td>令和5年12月16日</td> </tr> </table> <p>(2) 債務者</p> <table border="0"> <tr> <td>借受人</td> <td>足立区栗原在住者、62歳(破産免責決定)</td> </tr> <tr> <td>連帯保証人</td> <td>足立区入谷在住者、83歳(死亡)</td> </tr> </table> <p>(3) 放棄する債権の額 1,007,961円(元利金及び延滞金)</p> <p>2 経過</p> <p>別紙1「債権放棄経過について」参照</p> <p>3 債権放棄の理由</p> <p>(1) 借受人は平成16年1月8日付で破産免責決定したが、その後も自主納付を継続。連帯保証人は令和3年8月25日付で特養入所。</p> <p>(2) 借受人は裁判所による破産免責決定済みであること、連帯保証人は年齢が80歳を超え、年金収入のみで他に資産がなく、生活困窮状態にあり、且つ消滅時効が完成していることから、令和6年1月12日開催の「足立区債権等処理判定委員会」において、債権放棄が妥当との答申を得た。なお、連帯保証人は令和6年2月1日付で死亡。その後、関係自治体に連帯保証人の相続人調査を行った結果、該当する相続人はいないことが判明した。</p> <p>(3) 以上の理由から、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づく議決事件として債権を放棄する。</p> <p>4 今後の方針</p> <p>本貸付金の新規貸付はすでに終了しており、令和4年度に特別収納対策課と協議し、全件の処理方針を決定した。これに基づき、引き続き適切な債権処理に努めていく。</p>	種類	足立区生業資金貸付金	借受理由	生花販売業車両購入資金	貸付金額	2,000,000円	貸付決定日	平成12年5月17日	償還期間	平成13年1月から平成17年12月まで	最終納付日	令和5年12月16日	借受人	足立区栗原在住者、62歳(破産免責決定)	連帯保証人	足立区入谷在住者、83歳(死亡)
種類	足立区生業資金貸付金																
借受理由	生花販売業車両購入資金																
貸付金額	2,000,000円																
貸付決定日	平成12年5月17日																
償還期間	平成13年1月から平成17年12月まで																
最終納付日	令和5年12月16日																
借受人	足立区栗原在住者、62歳(破産免責決定)																
連帯保証人	足立区入谷在住者、83歳(死亡)																

5 「足立区債権等処理判定委員会」とは

区の債権回収を迅速かつ適切に行うため、足立区債権等処理判定委員会設置条例に基づき設置された区の附属機関。

委員構成は、学識経験者4名、民生・児童委員1名の5名から成る。

委員構成

	役職	職業等
学識経験者	委員長	弁護士
	副委員長	弁護士
	委員	大学教授
	委員	税理士
民生・児童委員	委員	

足立区生業資金貸付金「債権放棄経過について」

債務者の償還経過と区の主な対応

別紙 1

時期	対応内容（借受人）	対応内容（連帯保証人）
平成 13 年 1 月	① 償還開始。初回分として、約定償還額の 33,673 円が納付。	
平成 13 年 2 月～ 平成 13 年 3 月	① 2 回目以降が納付されず。納付を促すために借受人及び連帯保証人に連絡を取るが、借受人及び連帯保証人からは納付されず。	
平成 13 年 4 月	① 2 回目として、約定償還額の 33,673 円が納付。	
平成 13 年 5 月～ 平成 13 年 6 月	① 3 回目以降が納付されず。納付を促すために借受人及び連帯保証人に連絡を取る。また、貸付金等徴収嘱託員による借受人宅の訪問も開始し、納付交渉を行う。	
平成 13 年 6 月～ 平成 15 年 5 月	① 納付交渉の結果、平成 13 年 6 月に 20,000 円が納付。 ② 平成 13 年 7 月以降は、月 5,000 円から 10,000 円の範囲で、ほぼ毎月の分割納付が継続。	
平成 15 年 6 月～ 平成 16 年 3 月	① 平成 15 年 6 月に借受人の代理人弁護士より、破産申立てのための債権調査票の提出依頼あり。 ② 平成 15 年 12 月 5 日付で東京地方裁判所から借受人の破産手続開始決定及び破産債権届出書の提出依頼あり。 ③ <u>平成 16 年 1 月 8 日付で破産免責決定。</u> ④ 破産申立ての手続き中も、借受人は月 5,000 円から 10,000 円の範囲で、毎月の分割納付を継続。 ⑤ 借受人の破産免責決定後、連帯保証人に納付交渉を試みている間も、借受人は月 5,000 円の自主納付を継続。	① 借受人の破産免責決定後、今後の納付について、連帯保証人に連絡を取るが、収入の僅少による生活苦を理由に納付に応じず。
平成 16 年 4 月～ 平成 22 年 3 月	① 平成 16 年 4 月に借受人の父より、 <u>今後の償還について借受人と連帯保証人との間で話し合いをする</u> との連絡があった。 ② 話し合いの結果、 <u>借受人の破産免責決定後も、借受人が任意で自主納付を継続していくこと</u> となり、平成 21 年度まで月 5,000 円の納付が継続された。	

時期	対応内容（借受人）	対応内容（連帯保証人）
平成 22 年 4 月～ 令和 5 年 12 月	<p>① 平成 22 年 4 月より、隔月 5,000 円の納付となり、令和 5 年 12 月まで納付が継続された。</p> <p>② 借受人から、今般の物価高の影響により、これ以上、自主納付を継続することは難しいとの申出があった。</p>	<p>① <u>令和 3 年 8 月 25 日付で特別養護老人ホームに入居。</u></p>
令和 6 年 1 月	<p>① 令和 6 年 1 月の「足立区債権等処理判定委員会」における債権放棄の可否についての諮問に向けて、借受人及び連帯保証人の現状を調査。</p> <p>② 借受人は年齢が 61 歳で、現在も台東区にて細々と生花業を営んでいるが、令和 4 年分の総所得金額は約 56 万円で、非課税となっている。また、借受人の母（年齢 89 歳）及び借受人の子（年齢 37 歳）と同居しており、母は年金収入のみで、子は会社員として勤務している。</p> <p>③ 連帯保証人は年齢が 83 歳で、要介護度 4。単身で特別養護老人ホームに入所中である。連帯保証人は生活保護を受給していないが、公的年金収入のみで、令和 5 年度は非課税。令和 4 年分の公的年金収入額は約 102 万円で、年金収入のほぼ全てが特別養護老人ホームの入所費用に費消されており、他に資産はない。</p>	
令和 6 年 1 月 12 日 第 16 回足立区債権等処理判定委員会 付議事項及び答申結果	<p>① 借受人については、足立区の債権の管理等に関する条例第 14 条第 2 号「破産法第 253 条第 1 項、会社更生法第 204 条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該区の債権につきその責任を免れたとき（当該債権について保証人の保証があるときを除く。）」に該当する。</p> <p>② 連帯保証人については、足立区の債権の管理等に関する条例第 14 条第 5 号「債務者が著しい生活困窮状態（生活保護法の適用を受け、又はこれに準じる状態をいう。）にあり、支払いが困難であると認められるとき。」に該当する。</p> <p>③ 債権放棄の判断を「足立区債権等処理判定委員会」に付議した結果、「<u>借受人については、裁判所による破産免責決定がされていることから、債権放棄相当である。</u>」、「<u>連帯保証人については、生活困窮状態にあり、且つ消滅時効が完成していることから、債権放棄相当である。</u>」との理由により、<u>債権の放棄について妥当との答申を得た。</u></p>	
令和 6 年 2 月～ 令和 6 年 5 月		<p>① <u>令和 6 年 2 月 1 日付で死亡。</u></p> <p>② 令和 6 年 3 月及び 4 月に、関係自治体宛に相続人調査のための戸籍照会を実施。</p> <p>③ <u>令和 6 年 5 月に関係自治体より回答。該当する相続人はいないことが判明した。</u></p>